

羽生都市計画土地区画整理事業の変更（羽生市決定）

都市計画岩瀬土地区画整理事業を次のように変更する。

	名 称	岩瀬土地区画整理事業		
	面 積	約 113.2 ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・6 上西口中岩瀬線	
		幹線街路	3・5・21 小松通線	
		幹線街路	3・5・22 公園通線	
	上記幹線街路を基幹とし、この地域の土地利用に合わせ、幅員4m～15.5mの区画街路を適宜配置する。			
	公園及び緑地	区域面積の3%以上を確保し、誘致距離を考慮して街区公園を適宜配置する計画とする。		
	その他の公共施設	排水施設を、羽生市公共下水道計画に基づき、土地区画整理事業に合わせ整備する。		
	宅 地 の 整 備	一般住宅用地については短辺30～50m、長辺100～150mを標準とした街区を確保し、200㎡を標準とした宅地規模を考慮して計画する。 また、都市計画道路3・3・1国道122号線及び3・3・2南部幹線の沿道については、沿道サービス施設等業務系の土地利用が可能な画地計画とする。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由： 都市計画道路3・5・24平和通線が全線廃止されたことから、本都市計画における公共施設の配置を変更するものです。

都市計画として定める区域

羽生市大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部

大字上羽生字蔵敷、字新田前の全部

大字上岩瀬字中妻の一部

大字中岩瀬字中谷、字当摩、字蔵敷、字一丁田の全部及び字中岩瀬、字原の各一部

大字下岩瀬字下岩瀬の一部

大字小松字小松、字大門北の各一部

西三丁目の一部

南八丁目の一部